

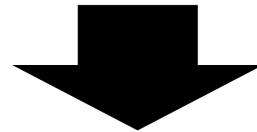
保育の必要性の認定について

1. 保育の必要性の認定について

新制度では、教育・保育施設や地域型保育事業の利用にあたって、保育の必要性の認定を市町村が行い、認定証を交付する。

2. 支給認定区分

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	教育保育標準時間認定 (1号認定) 幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	保育認定 (2号認定) 認可保育所 認定こども園（保育所部分）
3歳未満	認定なし	保育認定 (3号認定) 認可保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業



保育短時間	保育標準時間
1日最大8時間 の保育利用が可能	1日最大11時間 の保育利用が可能

※「保育の必要性」の事由があっても、保護者の希望により、1号認定となり、幼稚園等を利用することは可能。

3. 保育の必要性の事由・必要量について

保育の必要性の認定は、「保護者の労働又はその他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」に該当することが必要。

【子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号より】

(国の方針)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由(案)
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

さらに、保育認定にあたって、保護者の就労時間の長さに応じて、次のいずれかに区分される。

区分	就労時間の下限
保育標準時間 (フルタイム就労を想定) (1日最大11時間の保育利用)	月120時間 (1日6時間・週5日勤務を想定)
保育短時間 (パートタイム就労を想定) (1日最大8時間の保育利用)	月48時間から64時間までの範囲で 市町村が定める

月48時間 (1日4時間・週3日勤務を想定)

月64時間 (1日4時間・週4日勤務を想定)

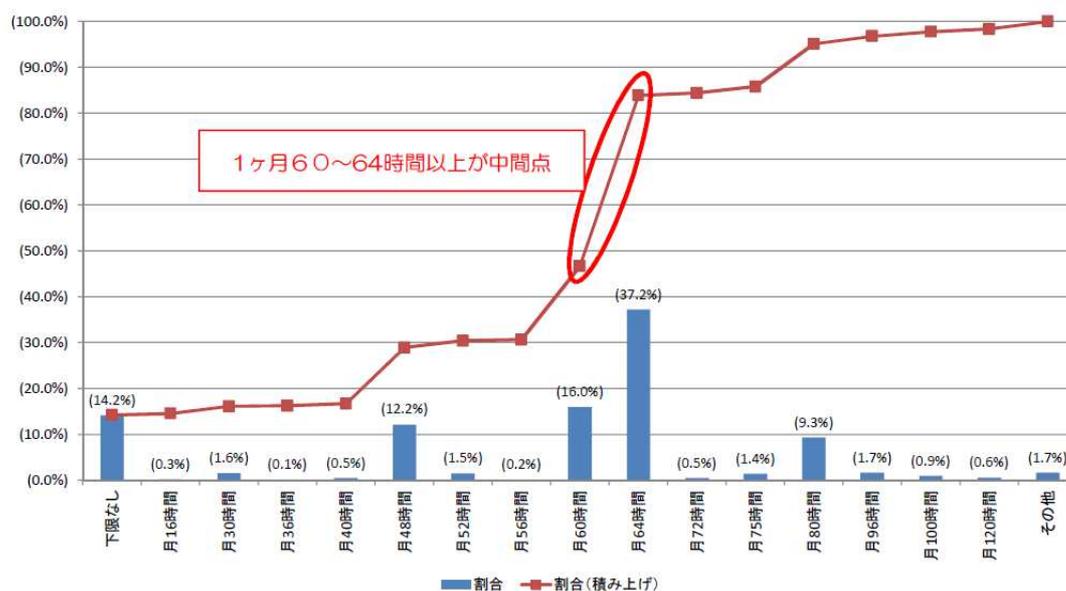
4. 野々市市の就労時間の下限について（案）

本市における保育短時間認定に当たっての就労時間の下限は、月 64 時間とする。

主な理由

- ①現在、本市においては、月 96 時間（1日6時間・週4日勤務を想定）以上の就労を入所要件としている。
- ②月 64 時間未満の就労の場合、一時預かり事業での対応、または幼稚園の利用が可能。
- ③全国の自治体の状況を見ると、月 64 時間としている所が最も多い。

0～5歳人口割合でみた就労時間の下限設定状況



※就労時間の下限：厚生労働省保育課調べ（平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果）
 ※0～5歳人口：平成22年国勢調査